○ 銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号)

第十三条の二	- (略)	読み替える法の規定	適用についての技術的読替えは、の場別では、活発でする外国銀行支店をいう。のがでは、活第四十七条第四項の規定の、ののでは、ののでは、ののでは、	
その特定関係者(当該銀行の子会社、当該銀行の子会社、当該銀行を子会社、当該銀行持株会社、当該銀行を除く。)、当該銀行を除く。)、当該銀行を除く。)、当該銀行を除く。)、当該銀行を所属銀行とする銀行で所属銀行とする銀行である銀行代理業者その	一 (略)	読み替えられる字句	次の表のと以下同じ。	改正案
当該外国銀行支店と政令で定める特殊の関係の関係のある者の関係のある者の関係のある者の関係が発において「特殊関係者」という。)又は当該特殊	— 略)	読み替える字句	こおりとする。) に対する法の規定の関銀行支店(同条第二項	
第十三条の二本文	- (略)	読み替える法の規定	第 九 に 規 に 規 定 系 り 条 り の り り り り り り り り り り り り り り り り	
第十三条の二本文 その特定関係者(当該銀行を所属銀行を子会社、当該銀行を所属銀行を子会社、当該銀行を所属銀行を子会として、当該銀行を除く。)、当該銀行を所属銀行を計算の表針では、当該銀行を所属銀行を引きる銀行を除く。)、当該銀行を所属銀行を引きる銀行を所属銀行とする銀行を所属銀行とする銀行を所属銀行とする銀行で開係者(当を利用を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	(略) (略)	読み替える法の規定 読み替えられる字句	第に九二	現行

とき、又は当該銀行 とき とき、又は当該銀行持株会社(他の銀行	若しくは	他の当該銀行と政令 で定める特殊の関係 下この条及び次条に おいて同じ。) 又は その特定関係者の顧
		他の当該銀行と政会 で定める特殊の関係 下この条及び次条に おいて同じ。) 又は その特定関係者の顧

の政令で定める者は、	条の二十一の二第三項に規定する政令で定める者は、第四条の二の二第二項各号に掲げる者とする。	法第五十二条の二	の政令で定める者は、	法第五十二条の二十一の三第三項に規定する政令で定める者は、行う者は、第四条の二の二第二項各号に掲げる者とする。	を
の政令で定める金融業	一十一の二第二項に規定する政令で定める金融業	2 法第五十二条の二十	○政令で定める金融業	法第五十二条の二十一の三第二項に規定する政令で定める金融業〜四 (略)	2 法第五十二条の二十
9 る。	理業を営む者を除く。)とする。	行のために銀行代理業な	⁹ る。	を営む者を除く。)となる	行のために銀行代理業を営む者を除く。)とする。
云社の子会社である銀	に掲げる者(当該銀行持株会社の子会社である銀	で定める者は、次に掲げ	云社の子会社である銀	次に掲げる者(当該銀行持株会社の子会社である銀	で定める者は、次に掲げ
<u> 男二項</u> に規定する政令	法第五十二条の二十一の二第二項に規定する政令	第十六条の二の二 法第三	<u> 第二項</u> に規定する政令	法第五十二条の二十一の三第二項に規定する政令	第十六条の二の二 法第三
	金融機関等の範囲)	(親金融機関等及び子金融機関等の範囲)		金融機関等の範囲)	(親金融機関等及び子金融機関等の
— 略) —	(略)	(略)	- (略) 	一 (略)	- (略)
の子会社とする銀行			万会社とする銀行		
に係る外国銀行を		項	に係る外国銀行を		項
当該外国銀行支店	当該銀行の	第五十二条の二第二	当該外国銀行支店	当該銀行の	第五十二条の二第三
— 略) —	(略)	(略)	- (略) 	一 (略)	- (略)
				の承認を受けたとき	
				として内閣総理大臣	
				る要件を満たすもの	
				他の内閣府令で定め	

する銀行代理業者を除く。)とする。次に掲げる者(当該銀行持株会社の子会社である銀行を所属銀行と

を行う者は、第四条の二の二第四項各号に掲げる者とする。 4 法第五十二条の二十一の三第三項に規定する政令で定める金融業

(財務局長等への権限の委任)

第十七条の二 法第五十九条第一項の規定により金融庁長官に委任さ 気持てをいう。)のうち次に掲げるものは、銀行の本店(主たる外国銀行をいう。)のうち次に掲げるものは、銀行の本店(主たる外国銀行長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第六号から第八号までに、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第六号から第八号までに、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第六号から第八号までに、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第六号から第八号までに、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第六号から第八号までに、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第六号から第八号までに、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第六号から第八号までに、福岡財務支局長)に委任する。

を当該会社分割の当事者である銀行又はその子会社が合算してそ及び第三項、第十三条第一項にだし書(同条第五項後段において準用する場合を含む。)、第十三条の二ただし書、第二十条第四項ただし書(同条第五項後段において準用する場合を含む。)、第十三条の二ただし書、第二十条第四会社対象銀行等(同条第一項第十二号の三に掲げる会社を除く。)を子会社とすることとなるもの及び同号に掲げる会社を除く。

する銀行代理業者を除く。)とする。次に掲げる者(当該銀行持株会社の子会社である銀行を所属銀行と

--(略)

を行う者は、第四条の二の二第四項各号に掲げる者とする。 法第五十二条の二十一の二第三項に規定する政令で定める金融業

(財務局長等への権限の委任)

条の三の規定による認可及び承認 象銀行等 部の譲渡又は譲受け 承継するものに係る部分に限る。)、第三十条第三項 ることとなるものを除く。 るもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該事業の一部の譲渡若 の法第十六条の四第 こととなるものを除く。)に係る部分に限る。)並びに第四十七 法第十六条の四第 しくは譲受けの当事者である銀行又はその子会社が合算してその (同号に掲げる会社を除く。 項に規定する基準議決権数を超えて保有する (法第十六条の二第七項に規定する子会社対 項に規定する基準議決権数を超えて保有す)により事業の一部を承継させ、又は を子会社とすることとな (事業の一

二~四 (略)

五十第一項の規定による書類の受理 三項並びに法第五十二条の二の十において準用する法第五十二条 条第一項の規定による届出の受理並びに法第十九条第一項及び第 三項、第三項、第五十二条の二の九第一項並びに第五十三 三項、第五十二条の二の九第一項並びに第五十三

六~八 (略)

2 5

(略)

事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局のて同じ。)又は銀行を子会社とする持株会社であつた会社の主たる(法第二条第十二項に規定する持株会社をいう。以下この項におい第十七条の三 次に掲げる長官権限は、銀行を子会社とする持株会社

定による認可及び承認ものを除く。)に係る部分に限る。)並びに第四十七条の三の規一第七項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとなる

二~四 (略)

六~八 (略)

2 5

(略

事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局のて同じ。)又は銀行を子会社とする持株会社であつた会社の主たる(法第二条第十二項に規定する持株会社をいう。以下この項におい第十七条の三 次に掲げる長官権限は、銀行を子会社とする持株会社

管轄区域内にある場合にあつては、 業の一 る認可及び承認 る部分に限る。 その子会社が合算してその法第五十二条の二十四第 社とすることとなるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該事 規定する子会社対象銀行等 継するものに係る部分に限る。)及び第五十二条の三十五第三項 当事者である銀行持株会社又はその子会社が合算してその法第五 こととなるもの及び同号に掲げる会社の議決権を当該会社分割の 同条第一項第十一号の三に掲げる会社を除く。)を子会社とする る基準議決権数を超えて保有することとなるものを除く。 こととなるものを除く。 十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数を超えて保有する て準用する場合を含む。)、第五十二条の三十五第二項(会社分 (事業の一部の譲渡又は譲受け (法第五十二条の二十三第六項に 法第五十二条の十九第一項、 (法第五十二条の二十三第六項に規定する子会社対象銀行等) 第五十二条の二十八第三項ただし書(同条第四項後段におい 部の譲渡若しくは譲受けの当事者である銀行持株会社又は の規定並びに第十六条の五ただし書の規定によ)により事業の一部を承継させ、又は承 (同号に掲げる会社を除く。 第五十二条の二十二第一項ただし 福岡財務支局長)に委任する。 項に規定す を子会

> 管轄区域内にある場合にあつては、 三十五第三項 割 書、 五ただし書の規定による認可及び承認 十三第六項に規定する子会社対象銀行等を子会社とすることとな させ、又は承継するものに係る部分に限る。)及び第五十二条の 子会社とすることとなるものを除く。)により事業の一部を承継 て準用する場合を含む。)、第五十二条の三十五第二項(会社分 るものを除く。 法第五十二条の十九第一項、 (法第五十二条の二十三第六項に規定する子会社対象銀行等を 第五十二条の二十八第三項ただし書(同条第四項後段におい (事業の一部の譲渡又は譲受け に係る部分に限る。 第五十二条の二十二第一項ただし 福岡財務支局長)に委任する。 の規定並びに第十六条の (法第五十二条の一

二~四 (略)

2~6 (略)

2 6

略

(略)

第十七条の四 次に掲げる長官権限は、申請者(法第五十二条の三十 | 第十七条の四

次に掲げる長官権限は、

申請者

(法第五十二条の三十

- 6 -

営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福 岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長) 同条第一項に規定する銀行等をいう。)を含む。以下この条におい 条の六十一第二項の規定により銀行代理業者とみなされた銀行等(官が自ら行うことを妨げない。 に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、 て同じ。)の主たる営業所又は事務所(以下この条において「主たる 金融庁長

七第一項に規定する申請者をいう。)又は銀行代理業者(法第五十二

(略)

Ŧ. 規定による届出の受理並びに法第五十二条の三十七第一項及び第 条の五十二、第五十二条の六十一第三項及び第五十三条第四項の 五十二条の五十第 法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七第一項、 項の規定による書類の受理 第五十二

2 5 略 (略)

六~十

営業所等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福 同条第一項に規定する銀行等をいう。)を含む。以下この条におい 条の六十一第二項の規定により銀行代理業者とみなされた銀行等(七第一項に規定する申請者をいう。)又は銀行代理業者(法第五十二 官が自ら行うことを妨げない。 に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、 岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長) て同じ。)の主たる営業所又は事務所(以下この条において「主たる 金融庁長

一 〈 匹 (略)

五. よる届出の受理並びに法第五十二条の三十七第一項及び第五十二 条の五十第一項の規定による書類の受理 十二、第五十二条の六十一第三項及び第五十三条第四項の規定に 法第五十二条の三十九、第五十二条の四十七、第五十二条の五

六~十 (略